

令和6年度 保育施設入所(園)案内

保育施設とは、保護者が働いている、病気である、看護にあっているなどの事情により保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

「下の子の世話をするため」「集団生活に慣れさせるため」等の理由では入所(園)できませんので、あらかじめご了承ください。

入所(園)の受け入れについては、保育の必要性の高い児童から順次行います。

●次に該当する場合は入所(園)できませんので、あらかじめご了承ください。

1. 保育の必要事由に該当しない場合 ⇒ 入所(園)できる基準を確認してください。
2. 定員に余裕のない場合 ⇒ 定員及び判定指数等の関係上、希望する保育施設に入所(園)できない場合があります。

3. 集団保育が困難と判断される場合

●申請受付には1人15分程度かかりますので、時間に余裕をもって来庁してください。

令和6年4・5月入所(園)の受付期間 … 令和5年11月6日(月)～11月24日(金)

※上記期間中、令和6年度の申請は4・5月入所(園)のみ受け付けます。

年度途中入所(園)の受付期間 … 入所(園)希望月の前々月25日まで随時受付

(例)7月入所(園)希望 5月25日までに

※土曜日・日曜日・祝日を除く日の、8時30分～17時15分

お問い合わせ

観音寺市 健康福祉部こども未来課 こども施設係(観音寺市役所 1階⑥番窓口)

TEL: 0875-23-3903 FAX: 0875-23-3993

観音寺市保育施設一覧表

- ・各保育施設の対象年齢等を確認のうえ、希望する保育施設を記入してください。
- ・年齢定員枠を超えた場合及び判定指数等により、第1希望の保育施設への入所(園)が難しい場合自動的に第2、第3希望の保育施設に決定する場合があります。

※認定こども園の定員は2号認定・3号認定のみです

令和6年4月予定

区分	保育施設名	所在地	電話番号	定員 (2,3号)	対象	標準保育時間	延長	備考	
公立	認定こども園	観音寺こども園	観音寺町甲2558番地2	57-5220	310	6か月～	平日：7:30～18:00 土曜：7:30～12:30	平日：× 土曜：×	
		大野原こども園	大野原町大野原1675番地1	54-2069	269	6か月～	平日：7:30～18:00 土曜：7:30～12:30	平日：× 土曜：×	
		豊浜こども園	豊浜町和田浜1000番地	52-5110	175	6か月～	平日：7:30～18:00 土曜：7:30～12:30	平日：× 土曜：×	
	保育所	粟井保育所	粟井町1453番地	27-6255	60	2歳～	平日：7:30～18:00 土曜：7:30～12:30	平日：× 土曜：×	
		伊吹保育所	伊吹町486番地1	29-2124	45	1歳～	平日：7:30～18:00 土曜：7:30～12:30	平日：× 土曜：×	
私立	認定こども園	たんぼぼ保育園	豊浜町和田乙1090番地	52-1225	49	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:30	平日：○ 土曜：○	
		くれよん認定こども園	大野原町花稲218番地1	52-3987	90	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:30	平日：○ 土曜：○	3歳児クラスから制服あり
		柞田こども園	柞田町丙1538番地	25-5115	154	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:00	平日：○ 土曜：○	
		愛和ハーベスト	木之郷町203番地	27-7440	100	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～17:30	平日：○ 土曜：○	
		観音寺中部こども園	植田町1217番地3	25-8359	120	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:00	平日：○ 土曜：○	
	保育園	観音寺ふたば保育園	本大町1483番地4	25-5388	140	3か月～	平日：7:15～18:15 土曜：7:15～18:15	平日：○ 土曜：○	
		高室保育園	高屋町12番地1	24-3130	110	3か月～	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:00	平日：○ 土曜：○	
	小規模保育施設	アプリコット	柞田町甲897番地2	23-2430	12	3か月～2歳	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:00	平日：○ 土曜：×	連携施設 くれよん認定こども園
		ときわ保育園	植田町1217番地7	25-8359	12	3か月～2歳	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～18:00	平日：○ 土曜：×	連携施設 観音寺中部こども園
		あいわBabyRoom	木之郷町99番地1	57-1501	12	3か月～2歳	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～17:30	平日：○ 土曜：×	連携施設 愛和ハーベスト
事業所内	あおぞら保育園	村黒町597番地1	24-8300	5	2か月～2歳	平日：8:00～19:00 土曜：8:00～19:00	平日：× 土曜：×	定員は地域枠です。 松井病院従業員の方は従業員枠での申込になります。	

○短時間保育の利用時間は8:30～16:30となります。(あおぞら保育園のみ8:00～16:00)
※就労時間が短い場合(9:00～16:00)や求職活動中及び育児休業中は短時間保育になります。
必ずこの時間内での迎えをお願いいたします。

○標準時間の保育でも、実際に施設を利用できるのは、保護者が保育できない時間のみです。
お仕事等が終わり次第、速やかに迎えをお願いいたします。

○小規模保育施設は1歳クラス又は2歳クラスになる時点(各保育施設で異なります)で、
他施設への転所(園)希望がなければ自動的に連携施設への転所(園)となります。

○土曜保育、延長保育に関しては、保育施設によって開設日数や時間等が異なります。
くわしくは、事前に希望している各保育施設へ確認、相談をお願いいたします。

○ならし保育は「入所(園)」の取り扱いとなりますので、ならし保育を含めた利用開始月が入所(園)
希望月となります。ご注意ください。

○各保育施設の詳しい情報は観音寺市のホームページで確認できます。
(県の保育施設のページにリンクしています。)



保育施設へ入所(園)できる基準

- 観音寺市に住民登録されている児童であること。児童と同世帯に保護者がいること。
 父又は母が別世帯(他市在住も含む)の場合は、必ず申込書の備考欄に現住所を記入してください。
 ※住民票が観音寺市にあっても生活の実態が市外にある場合は入所できません。ご注意ください。

	事由	具体的な状況	保育必要量の認定区分
1	就労	月64時間以上の就労 (月16日又は週4日以上必要。)	①標準時間認定： 月120時間以上の就労 ②短時間認定： 月120時間未満の就労
2	妊娠・出産	出産予定である又は出産後間もない。 入所可能日数：出産月を挟んで、前後2か月。 合計5か月間 ※実際に生まれた月が予定と異なる場合は、実際に生まれた月の後2か月までとなります。	標準時間認定 ※短時間可
3	疾病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷又は心身に障がいを有して いて、児童の保育に支障がある。	標準時間認定 ※短時間可
4	介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病気や、心身に障がいのある人がいて、常にその介護・看護にあっている。	標準時間認定 ※短時間可
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧にあっている。	標準時間認定
6	就学	学校や職業訓練校等に通い、保育にあたれない場合 (自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く。)	申請内容により判断
7	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある。	標準時間認定
8	求職活動	求職活動を行っている。 ※入所(園)後3か月以内に就労先を決定し、速やかに就 労証明書を提出すること。 <u>決定・提出の無い場合は退所 (園)となります。ご注意ください。</u>	短時間認定
9	その他	市長が認める上記に類する状態にある場合。	申請内容により判断

保護者が育児休業を取得する(又は取得している場合) ⇒ 短時間保育

- ア 育児休業期間中は家庭での保育になりますが、慣らし保育があるため、職場復帰の1か月前の月から入所(園)が可能です。
- イ 現在、在籍している児童がいる場合は、育児休業を取得する子の1歳の誕生日を含む月の翌月1日までに元の職場に復帰し、出生した児童の入所(園)申込みがある場合に限り継続できますが、それ以外は妊娠・出産期間終了後に退所(園)となります。

※ア・イどちらの場合にも「育児休業取得証明書」が必要です。

なお、申込み時に取得が決まっている場合は、就労証明書で兼ねることができます。

復帰後は必ず1か月以内に復職証明を提出ください。

◇育休延長及び育児給付金の延長のみを目的とした申し込みはできません◇

入所(園)手続きについて

《申し込みから入所(園)までの流れ》

申し込み

こども未来課又は、ご希望の保育施設で

【認定申請書兼申込書】を受け取り、必要な書類を揃えて提出してください。

※各支所では受付しておりません。

※出産前の予約はできず、お名前がついてからの申し込みとなります。

○令和6年度4・5月入所(園)希望の方の一斉受付期間は

令和5年11月6日から令和5年11月24日までとなっています。

※なお、上記受付期間後も年間を通じてこども未来課及び各保育施設で受け付けていますが、空き状況により希望に添えない場合があります。

(一斉受付後の申し込みは、入所(園)希望月の前々月25日までに書類の提出が必要です。)

選考

提出された書類をもとに、入所選考会議において優先順位等を決定します。

※受入可能数の超過により、希望の保育施設や希望月に入所(園)出来ない場合があります。(特に年度途中の入所(園))

支給認定

1次選考の結果は、2月上旬にご自宅へ郵送します。(4・5月入所(園)希望者)

【入所(園)内定】 認定通知書+内定通知+面接等のお知らせ

【入所(園)保留】 認定通知書+保留通知+2次選考のお知らせ

入所(園)内定

※6月以降入所(園)希望の方、一斉受付期間以後に申し込む方は、入所(園)希望月の約1か月前に電話連絡にて結果をお伝えします。

面接
健康診断

入所(園)前に内定した保育施設で集団生活が可能であるか確認するため、面接と健康診断を受けていただきます。

保育施設からのお知らせをよく読み、必ず受診してください。

入所(園)決定

集団保育が可能なお子さんは、こども未来課又は保育施設から決定通知を郵送、又は手渡します。

※入所(園)は原則初日(1日)、退所(園)は月末となります。

《お子さんに障がいがある、もしくは気になる症状がある場合》

①身体障がい者手帳や療育手帳をお持ちの方は、その写しを提出してください。

②病院等で診察や訓練などを受けている場合は、医師の診断書を提出してください。

③発達状況等で気になる症状がある場合は、事前に必ず申し出てください。

上記の場合必ず、入所(園)の申し込み時に、こども未来課又は各保育施設へお伝えください。

《申込みに必要な書類》

必要な書類が揃ってからの受付となります。必ず募集期間内に提出してください。

※提出書類に不備がありますと、判定ができませんのでご注意ください。

※申込児童1人につき、すべての書類を必ず添付してください。

※個人番号申告書（下表3番）は、上のお子さんの書類に添付してください。

	提出書類一覧	注意点
1	観音寺市保育所(園)・認定こども園等認定申請書兼入所(園)申込書	記入漏れのないようにしてください。
2	家庭の状況調べ(表面) チェックシート(裏面)	両面あります。記入漏れのないようにしてください。
3	個人番号(マイナンバー)申告書※1 来庁する方の身分証明書と父母、 入所児童の個人番号が確認できる ものをご持参ください。	裏面をよく読んでください。(個人番号通知書は不可) 同じ世帯の家族はすべて記入してください。 (別居している父母がいる場合も、忘れずご記入ください。)
4	住居の売買契約書又は 賃貸借契約書等	観音寺市へ転入予定の方のみ必要です。住所・契約者・引渡日・入居予定日等の確認ができるもののコピー
5	入所(園)理由の確認書類 ※就労証明など 下記表1参照	父母どちらも必要です。(※きょうだいでコピー可)

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用が始まっています。利用者負担額(保育料)決定等の事務において利用させていただきますので、制度の趣旨をご理解のうえ個人番号の記載に協力をお願いします。

表1

入所(園)要件	必要書類
就労	① 外勤で働いている場合 ⇒会社または事業所での証明 ② 自営業・農業・内職等の場合 ⇒ 中心者による証明 ※ただし、確認のため前年分の確定申告書等の写しを提出していただく場合があります。
妊娠・出産	母子手帳(表紙と出産予定日が記入されているページ)のコピー
疾病・障がい	診断書(家庭で保育が困難である旨の文言が必要)、障害者手帳のコピー
介護・看護	診断書、障害者手帳のコピー
災害復旧	り災証明書
就学	在学証明書、時間割等の就学状況が分かるもの
求職活動	求職活動申立書 現在求職中の方は、求職活動申立書が必要です。 入所(園)後3か月以内に就労先を決定し、速やかに就労証明書を提出してください。 <u>3か月以内に決定・提出のない場合は、退所(園)となります。ご注意ください。</u>

上記の書類に記入した事項に、変更が生じた場合は必ず、速やかにこども未来課に届けてください。
(虚偽の記載があった場合は、判定が無効となります。)

保育料について

保育料は、大切なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障が出ないよう、期限内の納付をお願いします。

保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で減点の対象となります。

◎3歳児～5歳児クラスの保育料について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、利用料が無償化されています。給食費分（主食費・副食費）は、支払いが必要です。各保育施設で支払い方法が異なりますので、ご確認ください。

◎0歳児～2歳児クラスの保育料について

【保育料の決定について】

- 保育料決定後に確定申告（修正申告）をされた方は、保育料が変更になる場合がありますので、お知らせください。
- 世帯構成や就労時間等が変更になった場合は、保育料の変更は翌月からになります。世帯状況等に変更があった場合は、必ず早めにお知らせください。

●保育料の決定 ⇒ 保護者の市民税額の合計で決定します。

- 父母に収入がない場合、他に扶養義務者がいる場合はその方の市民税額で決定する場合があります。
- 税の申告がないと仮決定（最高額）になります。
- 住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除等の住民税特別控除については、保育料を決定する際の税額には適用しません。控除前の税額で決定します。

●保育料の算定 ⇒ 毎年8月（市民税等の確定後）に改めて保育料の算定を行います。

- R5年9月～R6年8月の保育料
令和5年度市民税（令和4年1月～12月の収入）で決定。
- R6年9月～R7年8月の保育料
令和6年度市民税（令和5年1月～12月の収入）で決定。

- 育児休暇中や収入がない場合であっても税の申告は必要です。未申告の方は必ず申告をお願いします。

◇公立こども園・公立保育所・私立保育園

【保育料の納付について】 保育料の納付は「口座振替」にてお願いします。

振替日は

毎月末日 ※12月は25日頃

※当日が金融機関休業日の場合は翌営業日

【取扱金融機関について】下記の金融機関でお願いします。

百十四銀行、中国銀行、香川銀行、四国銀行、観音寺信用金庫、四国労働金庫、香川県農協、西日本信用漁連、ゆうちょ銀行、高松信用金庫

【「観音寺市保育料口座振替依頼書」について】

保育施設内定後に保育施設よりお渡しします。事前の登録は必要ありません。

※複数の児童の入所を希望される場合は、上のお子さんの振替依頼書の提出だけで結構です。

①必要事項を記入してください。

依頼書は、3部複写となっておりますので、3枚ともに印鑑を押してください。

※必ず、通帳の届出印かどうか確認して押してください。

②記入できたら、金融機関に提出してください。

③1枚目…金融機関保管 ・2枚目…観音寺市控 ・3枚目…申込者控 と

なっています。2枚目の観音寺市控を提出してください。

※もし訂正がある場合は、間違えた箇所に必ず銀行印を押してください。

※不備があった場合は、依頼した金融機関より直接連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

【口座の変更について】

- ・保育料を引き落としている口座を変更したい場合は、新たに「保育料口座振替依頼書」が必要になります。在籍している保育施設又はこども未来課にお知らせください。
- ・用紙をお渡ししますので、金融機関で照合して、2枚目を保育施設又はこども未来課に提出してください。※当月に間に合わない場合がございますので、ご了承ください。

【口座振替ができなかった場合について】

- ・通帳の記帳等で確認のうえ、できるだけ早く現金で各保育施設又はこども未来課に納めてください。
- ・事情（納付が困難、遅れる等）がある場合、こども未来課窓口にてご相談ください。分割納付や児童手当等から支払うこともできます。

◇私立こども園・小規模保育園・事業所内保育園

各保育施設で振替日、納付方法、利用できる金融機関等が異なります。
詳細は各保育施設でお尋ねください。

ご注意ください!

- ・児童手当法の改定により、保育料の未納が3か月を超えて続く場合には、児童手当より特別徴収（天引き）させていただきますのでご了承ください。
- ・著しい滞納がある場合には、次年度の入所継続ができない場合があります。

令和6年度 観音寺市保育施設利用者負担額表

年度の初日の年齢で保育施設利用者負担額（保育料）を決定します。途中入所（園）の場合も同じです。

階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			R3.4.2以降生まれ		H30.4.2～R3.4.1生まれ	
	保育時間の区別		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2	市民税額	非課税世帯 (均等割・所得割税額とも0円)				
第3		均等割課税世帯及び 所得割税額が48,600円未満				
第4	市民税額 (所得割税額)	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円		
第5		97,000円以上 133,000円未満	37,000円	36,400円		
第6		133,000円以上 169,000円未満	44,000円	43,300円		
第7		169,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円		
第8		301,000円以上 397,000円未満	52,000円	51,200円		
第9		397,000円以上	55,000円	54,200円		

※令和元年10月から全ての3～5歳児と上記表の第1階層、第2階層に該当する0～2歳児の保育料が無料となっています。

多子観音寺市 世帯免除	<p>◎保護者が市内に在住で生計を同じくして、現に扶養している子の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時期に保育施設や幼稚園等に通っている兄弟がいる場合 ⇒ 2人目（就学前第2子）無料 ・ 兄弟の年齢や住所地に関係なく、保護者が扶養している場合 ⇒ 第3子以降無料
----------------	---

利用者負担額表（3歳未満児）の第3階層と第4階層の途中までの保育料が、下記のように軽減されます。

階層	軽減措置区分	ひとり親世帯等 ※1		二人親世帯	
		第1子	第2子	第1子	第2子 ※2
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3	均等割課税世帯 及び 所得割税額が48,600円未満	8,000円	0円	全額	半額
第4	所得割税額	48,600円以上 57,700円未満	9,000円	0円	全額
		57,700円以上 77,101円未満			
	77,101円以上 97,000円未満	全額	全額	全額	全額

※1 在宅障がい児（または保護者）のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯の場合も含まれます。

※2 就学前第2子無料が適用される場合、そちらが優先されます。

よくある質問



Q：保育所(園)、幼稚園、認定こども園に違いはありますか。

A：保育所(園)…就労などのため家庭で保育が困難な保護者に代わって保育(養護・教育)する施設
幼稚園…満3歳以上の幼児に教育を行う施設
認定こども園…幼稚園と保育所(園)の機能をあわせ持つ施設
いずれも、将来の礎となる「幼児教育の場」です。

Q：施設の類型、運営主体は様々ですが、行事の有無や保育の内容に大きな違いはありますか。

A：保育施設ごとに特色はありますが、施設類型や運営主体の違いによって、保育の内容に大きな差はありません。行事について詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

Q：保育施設によって、保育料は異なりますか。

A：保育施設一覧表(P1)に掲載されている保育施設は、すべて同じ金額です。
(事業所内保育園の従業員枠を除く)

Q：保育施設は見学することができますか。

A：保育施設によって、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。
お子様が毎日通う施設ですので、事前に見学し、お子様に合った施設を選択されることを
お勧めします。 ※見学の有無は、利用調整に影響しません。

Q：入所(園)申込を取り下げる、内定を辞退する場合に提出物はありますか。

A：保育施設入所(園)申込み取下げ届を提出してください。用紙はこども未来課窓口または観音寺市のホームページからダウンロードできます。取下げるとすぐに次の入所(園)児の決定を行いますので、十分検討のうえ手続きを行ってください。

Q：入所(園)保留となりましたが、改めて申込みをしないといけませんか。

A：申込みは令和7年3月31日まで有効ですので、改めて申込みを行う必要はありません。
しかし、入所(園)希望月・希望保育施設等、申込内容に変更がある場合は必ず申し出てください。
なお、保育の希望がなくなった場合は、必ず利用申込の取り下げ手続きを行ってください。

Q：ならし保育の期間はどのくらいですか？

A：お子様の状態や保育施設によって、ならし保育の時間、期間は異なりますが、通常2～3週間程度です。ご家庭から保育施設へ環境が変わることにより、お子様にとって心身ともに負担となります。ならし保育は、少しずつ環境に順応してもらうため行うものです。
入所(園)後にかかるお子様のストレスを軽減できるよう、入所(園)にむけて、母乳の方は早めにご家庭で粉ミルクへの移行(哺乳瓶で飲めるように)をお願いします。また、施設では食べたことのある食材のみ提供可能です。離乳食で食べられるものを広げるなど、協力をお願いいたします。詳しくは、希望している保育施設にお問合せください。ならし期間が終了しないといった理由での、育休延長は認めていませんので、ご注意ください。

※その他ご不明な点は、こども未来課こども施設係(TEL：23-3903)にお尋ねください。

申し込みにあたっての注意

●観音寺市へ転入予定で申し込みをされる方

認可保育施設への申し込みは、転入が確実な方のみ可能です。住民票を異動した場合でも、生活の実態が観音寺市で確認できない場合は入所(園)できません。ご注意ください。

(例) 転入後の住所が確定している、家を建てている など

必要書類 住居の売買契約書、賃貸借契約書 など

- ・児童のみの転入ではなく、必ずどちらかの保護者が児童と同世帯に転入してください。
- ・転入確定までは、仮受付になりますのでご了承ください。
- ・転入が確認できない場合、入所(園)取り消しとなる場合があります。
(入所(園)月の1日時点で住民票が観音寺市にあることが必要です。)

※転入前の住所地で保育施設へ入所(園)されている方は、観音寺市での保育施設への入所(園)が確定してから転入手続きをお願いします。観音寺市の保育施設に空きがない可能性がありますので、転入してしまうと前の保育施設の継続ができなくなる場合があります。

●育児休業中に申し込みをされる方

◎育児休業中に新規で申し込む場合

慣らし保育があるため、職場復帰月の前月1日からの入所(園)希望が可能です。

(例) 2024年5月10日復帰 → 2024年4月1日入所(園)希望

◎すでに在籍児がいて継続希望の場合

出生した児童の1歳の誕生日を含む月の翌月1日までに元の職場に復帰し、出生した児童の入所(園)申込みの提出がある場合に限り、在籍児童の継続が認められます。

それ以外は妊娠・出産期間終了後退所(園)となりますので、ご了承ください。

(例) 2023年4月10日が誕生日 → 2024年5月1日までの復帰

※出生した児童の入所(園)申込みをしたが、入所(園)できなかった場合のみ、育児休業期間中でも引き続き在籍児童の継続が可能です。申し込みの時点で、1年以上の育児休業を取得することが決まっている場合、在籍児童は妊娠出産期間終了後退所(園)となります。

※入所(園)決定後、育休復帰日を延長又は、入所(園)月を変更することはできません。

場合によっては内定取消しとなる場合があります。ご注意ください。

※各給付金(育児休業給付金等)については、ご自身の責任においてよくご確認ください。

また、入所(園)希望月以前(入所(園)申込みがない月)の「入所保留通知」は発行できません。事前に就労先、ハローワーク等で十分に確認したうえで申し込みください。